

最高裁秘書第1601号

令和3年5月27日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年5月20日に答申（令和3年度（情）答申第6号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第22号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年1月20日（令和2年度（情）諮詢第22号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（情）答申第6号）

件名：東京高等裁判所における特定人の保釈請求に関する抗告審の担当裁判官の  
氏名等が書いてある文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

特定人の保釈請求に関する抗告審の担当裁判官の氏名及び抗告審の決定の日付が書いてある文書（既済事件一覧表の抜粋）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和2年10月29日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 特定人が勾留されていることは公知の事実であるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当しない。
- 特定人の刑事裁判についていえば、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）14条1項が想定するところの非公開とすべき理由は全くないから、本件開示申出文書は慣行として公にすることが予定されている情報であるといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、

特定人の保釈請求等の事実の有無が公になる。この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

この点について、苦情申出人は、当該特定人が勾留されていることは公知の事実であるから、法5条1号に定める不開示情報に相当しない旨主張する。

しかし、特定の刑事事件に関する個人の氏名等の情報が新聞等で報道され、そのことにより、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした取材結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿ってそれぞれ報道されたにとどまるから、そのことをもって、当該情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に相当することになるとはいえない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和3年1月20日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同月29日     | 苦情申出人から意見書を收受       |
| ④ 同年3月19日   | 審議                  |
| ⑤ 同年5月14日   | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出は、特定人の保釈請求に関する抗告事件が裁判所に係属していたこと、同事件が決定により終局したことを前提として、同事件を担当した裁判官の氏名及び同決定の日付が書いてある文書の開示を求めるものである。そのため、本件開示申出文書の存否を答えることは、特定人が保釈の請求をしたこと、同請求に関する抗告事件が裁判所に係属していたこと、同事件が決定により終局したことなどの事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。したがって、本件存否情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

2 この点について、苦情申出人は、①特定人が勾留されていることは公知の事実であるから、法5条1号に定める不開示情報に相当しない、②特定人の刑事裁判についていえば、自由権規約14条1項が想定するところの非公開とすべき理由は全くないから、本件開示申出文書は慣行として公にすることが予定されている情報であるといえる旨主張する。

しかしながら、①について、特定の刑事事件に関する被告人名等の情報が新聞等で報道され、そのことにより、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、これはあくまでも報道機関がした各自の取材の結果に基づき、当該報道機関の報道に関する方針等に沿ってそれぞれ報道されたものにとどまるから、そのことをもって、当該情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当することになるとはいえない。

また、②について、自由権規約14条1項は裁判手続の公開等に関する規定であり、情報公開法制における不開示情報の範囲について定めたものとは解されないから、同主張は独自の見解であるといわざるを得ない。

以上によれば、本件存否情報について、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当する事情があるとはいえない。

したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

そのほか、法5条1号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋

人

子

雅

正

橋

口

戶

高

闕

長

長員委

員

員

委